

敬老の祝い

○敬老祝い金の贈呈

市では高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表するため、お祝いのメッセージと共に三千円の商品券を贈呈します。また、100歳(百寿)になられた人に、祝い品(花束)をお贈りします。



対象者

75歳以上(昭和12年4月1日以前生まれ)で平成24年4月1日以前に伊豆の国内に住民登録外国人(含む)され、かつ、同年8月1日まで引き続き市内に居住している人

贈呈方法

市で贈呈対象者を8月末までに調査し、9月末日までに市から直接、対象者に簡易書留で郵送します。

○地区敬老会事業

補助金の交付

8月から10月にかけて、自治会および単位老人クラブ、地区サロンなどが地区に居住する高齢者(補助対象は昭和12年4月1日以前生まれの人)を1カ所に招き、単独または共同で開催する地区敬老会に対し、市から補助金を交付します。

○高齢者支援課

☎ 0558(76)8011

しずおか 子育て優待カード



協賛店で特典が受けられます

事業推進キャンペーン

■期間 8月16日(木)～9月15日(土)

■内容 子育て家庭の支援を目的に、静岡県民を対象にキャンペーンを行います。

しずおか子育て優待カード事業の協賛店舗で、期間中に異なる3つの店舗で合計2千円以上の買い物をした人に、抽選で素敵な賞品が当たります。

■応募方法

協賛店舗または市役所窓口にあるリーフレットをご覧ください、応募用紙にシートを添付しご応募ください。

☎ 社会福祉課

☎ 0558(76)8008

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している、ひとり親家庭などを支援する制度です。生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

この手当ては、児童の心身の健やかな成長のために支給されるものであり、この支給を受けた人は、その趣旨に従って手当てを使用しなければなりません。

児童扶養手当



注意

公的年金受給状況や所得制限により受けられない場合もあります。

児童扶養手当受給資格者のみなさんへ

8月は現況届の提出月です。この届け出は、引き続き手当てが受けられるかを決める大切なものです。対象者には8月上旬に書類を郵送しますので、忘れずに社会福祉課窓口で手続きをしてください。

受付期間

8月6日(月)～31日(金)

☎ 社会福祉課

☎ 0558(76)8008

生涯学習きっかけ作り塾 ベビーマッサージサークル(後期)

講座名	子6 ベビーマッサージサークル(後期)
講師	平賀 治代
とき	10月3日、17日、11月7日、21日、12月5日、19日、1月9日、23日、2月6日 ※いずれも水曜日(全9回) 9:00～12:00までの間の1時間(月齢に応じてクラス分け有り)
ところ	葦山時代劇場 和室
持ち物	バスタオル、赤ちゃんのお出かけセット
対象	平成24年3月1日～6月30日生まれの赤ちゃんとその保護者 15組
費用	受講料2,700円+教材費2,500円 保険:1,600円(大人・子ども)

受講条件: 講座の全日程に出席可能な人。
開講条件: 受講希望者が10組に達しない場合には開講を見送ります。また、申し込み多数の場合には、未経験者、市内在住者を優先のうえ、抽選を行います。

申込み方法: 記入例を参考に往復はがきでお申し込みください。(電話などでは受け付けできません。)

申込み締切: 9月18日(火)必着
その他: 9月26日(水)頃に応募結果通知を発送します。



【往復はがき記入例】

往信	410-2292 伊豆の国市長岡346の1 伊豆の国市役所 社会教育課	往信面と返信面に注意
		返信面なので何も記入しないでください

返信	郵便番号 申込者住所 氏名	(往信面の裏) 子6「ベビーマッサージサークル」 ・親氏名 性別 ・子氏名 性別 ・子の生年月日 ・住所 ・電話番号
----	---------------------	--

☎ 社会教育課 ☎ 055-948-1461

後期高齢者医療保険料

平成24年度の後期高齢者医療保険料を8月中旬に決定し通知します。保険料の所得割の率、均等割の金額は下記のとおりです。

所得割率	7.39%
均等割額	37,900円

平成24年度は、所得が低い人の保険料軽減措置が、均等割9割、8.5割、5割、2割軽減となります。なお、軽減措置は静岡県後期高齢者医療広域連合により判定をしておりますので、手続きの必要はありません。

支払方法

後期高齢者医療保険料は、原則年金天引きによりお支払いいただきますが、申請により年金天引きから口座振替に支払方法を変更することができます。ご希望の方は、市役所窓口で手続きをしてください。

※支払方法により、確定申告時の社会保険料控除の取り扱いが異なります。社会保険料控除は保険料を支払った人に適用されます。
年金天引き: 年金の受給者(被保険者本人)に適用
口座振替または納付書: 保険料を支払った人に適用

徴収方法	普通徴収(※1)
第1期	平成24年8月31日(金)
第2期	平成24年10月1日(月)
第3期	平成24年10月31日(水)
第4期	平成24年11月30日(金)
第5期	平成25年1月4日(金)
第6期	平成25年1月31日(木)
第7期	平成25年2月28日(木)
第8期	平成25年4月1日(月)

※1 普通徴収は、納付書または口座振替により、お支払いいただきます。

☎ 国保年金課
☎ 055-948-2905